

エネルギー転換への理解促進及び人材育成事業仕様書

1. 業務名及び内容

業 務 名 エネルギー転換への理解促進及び人材育成事業

業務内容 市民及び事業者、学生を中心としたエネルギー転換への理解促進に資する事業及び人材育成

対象地区 雲南市内全域

2. 業務の目的

地域におけるエネルギー転換を推進していくためには、市民・事業所の理解を促進する必要がある。そのために、地域の温暖化による影響や課題について学び、地域・企業等の課題解決に向けた取組を検討・実施できる力を育むことを目的とした人材育成を実施する。

そして、今後、地域を担うこととなる高校生や大学生が参加し、地域人材の早期育成、多面的な視点による学習効果の向上を図り、併せて多世代が参画して交流することで、地域への理解促進等を実現する。

3. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年2月27日（金）まで

4. 業務実施体制

受託者は業務の円滑な推進を図るため、十分な経験を有する担当者を配置しなければならない。

担当者は、監督員の指示に従い、業務全般にわたり進捗管理を行わなければならない。

5. 特記事項

本業務は、経済産業省「令和7年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の交付を受けて実施するもので、同補助金の交付規程の定めに従い行うものとする。

6. 業務の内容

(1) キックオフ開催

外部講師を招聘し、地域のエネルギー転換に関する基礎的な知識や事例を通じて、取り組み意義の理解を深め、参加者同士のネットワーク構築促進や理解促進を図る。

(2) 地域・事業者向けセミナーの開催

①加茂健康福祉センター「かもてらす」等のモデルケースの事例を活用し、施設改修計画・設計手法について包括的な専門知識や経験を持つ知見者により、施設の再生可能エネルギー構造転換の事例も活用しながら、建築設計施工事業者・建築関係学生や地域住民に向けた講習会を開催する。

②身体教育医学教育研究所うんなんとともに、健康の観点からみる建築についての国内外の良質な知見を概観・整理し、大学・アカデミア等関係機関とも連携しながら雲南市ならではの課題に応じた共同調査研究を行い、確かなエビデンスに基づいて、さらに市民、事業者、学生の学習の機会を提供する。

(3) 高校生・大学生の学習会

地域の課題解決に向けた取組について、現状を把握し、より多面的な視点での検討が行えるよう学習会を実施する。また得た学びを市民・事業者、次の世代へ伝えていけるよう、アウトプットする場を設ける。

(4) 報告会

本事業の成果を市民、市内事業者等へ広く普及するための取り組みに関する報告会等を開催し、意見交換を行うことで地域への事業理解促進を図り、各事業へのニーズや期待することなどを把握し、今後、事業を促進するための参考とする。

(5) 報告書の作成

上記(1)から(4)までの検討の内容について報告書にまとめるものとする。

(6) 打合わせ・協議

初回・中間・納品時のほか、必要に応じて適時打合わせを行うものとし、作業の進捗状況は随時報告するものとする。

(7) その他

- ・本業務の遂行にあたり、前記以外で必要な事項について、市と協議の上、実施する。協議に際して必要な資料や議事録を作成する。
- ・令和7年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金にかかる調書等の作成を支援する。

7. 成果品

受託者は、成果品として次のものを納品する。なお、電子データにおいては、ワード、エクセル、パワーポイント、PDF形式のいずれかとする。

エネルギー転換への理解促進及び人材育成事業報告書として、A4版カラー印刷・電子データ(CD-R)各1部(枚)。

8. その他留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、市と綿密な協議を及び連絡を行い進めることとする。
- (2) 市は、仕様書に定める事項に変更があるとき、業務に関連する法令の改正等にもない業務内容を変更する必要があるときその他契約締結後の事情により仕様書の内容を変更する必要があるときは、受託者への通知をもって仕様書を変更することができるものとし、それを伴う委託料の変更が必要な場合は、市と受託者が協議して定めることとする。
- (3) 交通費（打合せ・準備に伴う交通費等）については、受託者の負担とする。
- (4) 原則として、事業実施に係る関係機関との協議・折衝は受託者の責任において行うこととする。
- (5) 受託者は、個人情報の保護に関する法律や雲南市個人情報保護条例等を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載している業務の全部又は一部を市に許可なく、第三者に委託してはならない。
- (7) 本業務の履行に当たり必要になる資料については、その都度市から提供する。受託者は、提供された資料について十分な注意を払って保管し、本業務以外の目的に使用してはならない。また、提供を受けた資料等は、業務完了後に全て返却すること。
- (8) 受託者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、全て市に帰属するものとする。ただし、受託者は市の許可を得て貸与、公表、使用することができる。
- (9) 業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品等不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。